

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加 する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期

昭和 39 年 6 月 19 日大分県告示第 481 号
最終改正 令和 元年 8 月 6 日大分県告示第 136 号

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 19 条及び第 30 条の規定に基づき、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等について、次のように定める。

第 1 競争入札参加者の資格

1 競争入札参加資格の資格審査（以下「資格審査」という。）を申請できる者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定により資格審査を申請する年度の 10 月 1 日の属する営業年度の直前の営業年度の末日を審査基準日とする経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値を請求している者とする。ただし、知事が適当と認めた者についてはこの限りではない。

1 の 2 土木及び建築工事の A、B、C 及び D の 4 等級に、電気工事、管工事及びほ装工事の A、B 及び C の 3 等級に格付けされた者は、次の表の工事の種類及び金額に応じて競争入札に参加することができる資格を有する者とする。ただし、その他の工事にあつては、工事の種類に応じ、資格の認定を受けたものとする。

種類 等級	土 木 工 事	建 築 工 事	電 気 工 事 及 び 管 工 事	ほ 装 工 事
A 級	設計金額 4,000 万円 以上	設計金額 7,000 万円 以上	設計金額 1,000 万円 以上	設計金額 400 万円 以上
B 級	設計金額 2,000 万円 以上 " 4,000 万円 未満	設計金額 3,000 万円 以上 " 7,000 万円 未満	設計金額 500 万円 以上 " 1,000 万円 未満	設計金額 100 万円 以上 " 400 万円 未満
C 級	設計金額 800 万円 以上 " 2,000 万円 未満	設計金額 1,000 万円 以上 " 3,000 万円 未満	設計金額 500 万円 未満	設計金額 100 万円 未満
D 級	設計金額 800 万円 未満	設計金額 1,000 万円 未満		

1 の 3 工事の規模又は特性により、当該工事の競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の規定により資格の格付け又は認定を受けた者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関し必要な資格を定め、当該資格を有する者に限り入札に参加させることができる。

1 の 4 指名競争入札について特に必要があると認めるときは、当該等級の格付けにかかわらず、その金額に対応する等級の直近上位又は直近下位の等級に係る工事の入札に参加させることができる。ただし、その数は、指名しようとする数の 10 分の 4 を超えることができないものとし、土木工事の B 級にあつては 7 千万円、建築工事の B 級にあつては 1 億円、電気工事及び管工事の B 級にあつては千 2 百万円、舗装工事の B 級にあつては 8 百万円をそれぞれ超えることができ

ないものとする。

- 2 次の各号の一に該当する工事については、当該等級の格付けにかかわらず、その金額に応ずる等級以下の等級に係る工事の競争入札の参加を認めることができる。
 - (1) 災害復旧等で緊急又は短期間に完成する必要がある工事
 - (2) 特定の機械を必要とする工事
 - (3) 特別な技術を必要とする工事
 - (4) 事業計画により次年度以降に大規模工事を発注することが予想される工事
 - (5) 大規模工事に密接な関連のある小規模工事で、当該大規模工事を施行した業者に施行させることが適当と認められるもの
- 3 特殊専門工事については、特に必要があると認めた場合に限り、当該工事に係る資格の格付け又は認定を受けない者であっても、当該工事の競争入札に参加する資格を与えることができる。
- 4 競争入札に参加する資格を得ようとする者の等級の格付け又は資格の認定は、次に掲げる事項を審査することにより行う。
 - (1) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果
 - (2) 工事経歴
 - (3) 工事成績
 - (4) 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は第 15 条第 2 号イ若しくはハに当該する職員の数
 - (5) 信用度
 - (6) その他知事が必要と認める事項
- 5 県内に本店を有する競争入札参加者の資格の有効期間は、資格審査結果を通知した日から当該通知をした日の属する年の翌々年の 3 月 31 日までとする。ただし、引き続き次々年度分の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までとする。
- 5 の 2 県外に本店を有する競争入札参加者の資格の有効期間は、資格審査結果を通知した日から当該通知をした日の属する年の翌々年の 3 月 31 日までとする。ただし、引き続き次々年度分の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までとする。
- 5 の 3 第 1 の 5 及び 5 の 2 の規定にかかわらず、第 2 の 1 の 2 の規定により資格審査を申請した者の資格の有効期間は、知事が別に定める。

第 2 競争入札参加資格審査申請書の申請の時期及び方法

- 1 定期の競争入札参加資格審査申請書の申請の時期は、令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日を最初の期間とする隔年ごとの 12 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。
- 1 の 2 随時の競争入札参加資格審査申請書の申請の時期は、知事が別に定める期間とする。
- 2 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - (1) 建設業許可証明書又は許可通知書の写し
 - (2) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 - (3) 県外に本店を有する者には営業所一覧表及び工事経歴書
 - (4) その他知事が指定する書類

第 3 競争入札参加者の資格の承継

- 1 競争入札参加者の資格を有する者から、相続、合併、営業譲渡等により営業の一切を承継した者は、知事の承認を得て当該競争入札参加者の資格を承継できるものとする。
- 2 1 により競争入札参加者の資格を承継しようとする者は、速やかに、競争入札参加資格承継承認申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) 営業の一切を承継したことを証する書類
 - (2) 建設業の許可通知書の写し
- 3 知事は、2 の申請書の提出があった場合において、競争入札参加者の資格の承継を認めるときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

第 4 事業協同組合の特例

競争に参加する資格を得ようとする事業協同組合（中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。）について、知事は、第1の4の資格審査事項に応じて別に定めるところにより、等級の格付け又は資格の認定をするものとする。

第5 企業合同の特例

競争入札参加者の資格を有する者が企業合同した場合において、引き続き大分県が発注する工事の競争入札に参加しようとするときは、第2に定める期日にかかわらず、すみやかに競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出し、その審査を受けなければならない。この場合において、知事は、第1の4の資格審査事項に応じて別に定めるところにより、等級の格付け又は資格の認定をするものとする。

第6 共同企業体の特例

競争入札参加者の資格を有する者は、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して当該共同企業体の競争入札参加資格を得ることができる。

第7 変更時の届出

- 1 資格審査を申請した者又は競争入札参加者の資格を有する者で、県外に本店を有するものが、建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、知事に届けなければならない。
- 2 競争入札参加者の資格を有する者で県外に本店を有するものは、当該競争入札参加者の資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 営業所の所在地及び名称
 - (3) 代表者又は代理人の氏名
 - (4) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

第8 資格の取り消し等

- 1 資格審査を申請した者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付け又は認定を行わないことができるものとする。
 - (1) 競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかったとき。
 - (2) 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。
 - (3) 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- 2 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取消し又は等級の格下げをすることができるものとする。
 - (1) 建設業法3条の規定による許可が効力を失ったとき。
 - (2) 有効な経営事項審査の結果の通知を受けていないとき。
 - (3) 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- 1 2の規定により競争入札参加者の資格を取り消したとき又は等級の格下げをしたときは、その旨を当該競争入札参加の資格を有する者に通知するものとする。

附則

- 1 この告示は、令和元年 8月 6日から施行する。

改 正

昭和40年 3月19日告示第148号	昭和60年 7月 1日告示第 851号
昭和43年 8月 6日告示第481号	昭和61年 7月 1日告示第 862号
昭和44年 2月14日告示第 92号	昭和62年11月17日告示第1386号
昭和47年 6月23日告示第466号	昭和63年 6月20日告示第 843号
昭和48年12月18日告示第928号	昭和63年 8月23日告示第1057号
昭和51年 5月28日告示第517号	平成 5年 1月26日告示第 91号
昭和52年 9月30日告示第880号	平成 5年 3月16日告示第 275号
昭和53年 4月18日告示第397号	平成 7年 4月 1日告示第 464号
昭和54年 4月24日告示第467号	平成16年 2月27日告示第 223号
昭和55年 8月19日告示第934号	平成17年12月13日告示第 1245号
昭和56年 5月15日告示第546号	平成23年 9月 2日告示第 713号
昭和60年 2月 1日告示第116号	<u>令和元年8月 6日告示第 136号</u>

○大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 及び資格審査の申請の時期の特例

平成20年3月31日 大分県告示第224号

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）に関し、競争入札参加資格者の資格の特例を次のように定める。

（競争入札参加者の資格の特例）

第1 合併、会社分割又は営業譲渡（以下「合併等」という。）により、競争入札参加者の資格の再認定（以下「再認定」という。）の手續を行い、新たに競争入札参加資格の等級の格付けを受けた者（以下「合併等をした者」という。）は、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期第1の1の2本文の規定にかかわらず、合併等をした者が有する等級又はその直近下位の等級に係る競争入札に参加することができる資格を有するものとする。

（資格の特例となる合併等）

第2 第1の競争入札参加者の資格の特例の対象となる合併等は、競争入札参加資格の等級の格付け（最下位等級への格付けを除く。）をされた業種が同一である競争入札参加資格者（県内に建設業法上の主たる営業所を有する者に限る。）が行う合併等とする。

（資格の特例期間）

第3 第1の規定による合併等をした者の資格の特例は、再認定により新たに格付けを受けた日から3年を経過した日の属する年度の末日まで効力を有するものとする。

（再認定）

第4 再認定の手續については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

令和3年度の建設工事競争入札参加資格の決定に関する格付基準

第1 趣旨

この基準は、令和3年度の建設工事競争入札参加資格に係る「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）」（以下「告示」という。）第1の4に定める等級の格付け（以下「格付け」という。）の審査の方法について、必要な事項を定めるものとする。

第2 格付けの決定方法

1 県内に本店を有する建設業者に係る格付けの決定

(1) 格付基準

令和3年度建設工事競争入札参加資格に係る審査基準日（以下「資格審査基準日」という。）は令和2年12月1日（ただし、大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査については、別に定める審査基準日による。）とし、格付けに当たっては、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に規定する総合評定値（P）（以下「総合評定値」という。）と工事成績、工事経歴等の状況について付与する点数（以下「主観点数」という。）の合計値（以下「総合点数」という。）に応じて、次に定める基準に基づきそれぞれの等級に格付けするものとする（ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、この限りではない。）。

この場合において、それぞれの等級に格付けされるためには、(2)に定める上記の総合評定値の通知における平均完成工事高と平均維持管理業務実績高の和（以下、「総合実績高要件」という。）及び(3)に定める技術職員要件を満たしていなければならないものとする。

なお、前回格付けされた等級（合併、営業譲渡又は吸収分割（以下「合併等」という。）による再認定の場合は、合併等の前に各々が有していた等級のうち上位の等級）から2等級以上変動する場合は、前回格付けされた等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けするものとし、前回格付けを受けていない業種については、最も下位の等級に格付けするものとする。

また、直近の格付が再認定により、従前より上位に格付けされた場合において、合併等への取組により主観点数を付与された業種の等級については、当該等級より上位の等級には格付けしないものとする。

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事
A 級	総合点数 850点以上	総合点数 780点以上	総合点数 705点以上	総合点数 685点以上	総合点数 740点以上
B 級	総合点数 725点以上	総合点数 665点以上	総合点数 590点以上	総合点数 550点以上	総合点数 585点以上
C 級	総合点数 600点以上	総合点数 570点以上	総合点数 590点未満	総合点数 550点未満	総合点数 585点未満
D 級	総合点数 600点未満	総合点数 570点未満			

(2) 総合実績高要件

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事
A 級	2億1千万円以上	2億1千万円以上	1億円以上	1億円以上	1億円以上
B 級	7千6百万円以上	1億円以上	5千万円以上	4千万円以上	1千5百万円以上
C 級	2千8百万円以上	5千万円以上			

注1) 格付5業種のうち「土木工事」については、土木一式工事の平均完成工事高と平均維持管理業務実績高の和を総合実績高とし、その他の業種については、平均完成工事高を総合実績高とする。

注2) 「平均維持管理業務実績高」とは、下記の1又は2のすべての要件を満たす維持管理業務を受注した実績に限るのものと、「平均実績高」については期間中の実績額を2で除した金額とする。

1. 契約期間が2年に満たない場合

- ① 大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、元請けで受注したものに限る。
- ② 平成30年12月1日から令和2年11月30日までの間に契約期間が満了し、その全部について引渡しが完了したものに限る。
- ③ 発注業種が「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事業」のものに限る。

2. 契約期間が2年を超える場合

- ① 1の①と同じ
- ② 平成30年12月1日から令和2年11月30日までの間に、その一部又は全部について引渡しが完了したものに限る。
- ③ 1の③と同じ

(3) 技術職員要件

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事
A 級	有資格者5名以上（うち1級2名以上）	有資格者5名以上（うち1級2名以上）	有資格者3名以上（うち1級1名以上）	有資格者3名以上（うち1級1名以上）	有資格者3名以上（うち1級2名以上） 舗装施工管理技術者2名以上（うち1級1名以上）
B 級	有資格者3名以上（うち1級1名以上）	有資格者3名以上（うち1級1名以上）	有資格者1名以上	有資格者1名以上	有資格者2名以上
C 級	有資格者1名以上	有資格者1名以上			

注1) 資格者数の資格審査基準日は、令和2年12月1日現在とする。

注2) 資格者とは建設業法第15条第2号イに該当する者（1級技術者）及び同法第27条第1項の規

定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって（※実務経験を要することなく）直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者（2級技術者）をいう。

- 注3) 土木工事及び舗装工事のいずれにもA級に格付けされるためには、有資格者6名以上（うち1級4名以上）舗装施工管理技術者2名以上（うち1級1名以上）を要件とする。
- 注4) 舗装工事の有資格者にあつては、舗装施工管理技術者と兼ねることができる。

2 県外に本店を有する建設業者に係る格付けの決定

格付けに当たっては、総合評定値に応じて、前項（1）に定める基準に基づき、それぞれの等級に格付けするものとする。この場合において、当該基準中「総合点数」は「総合評定値」と読み替えて適用することとし、それぞれの等級に格付けされるためには、前項（2）及び（3）に定める総合評定値の通知における平均完成工事高（＝総合実績高）及び技術職員数の要件を満たしていなければならないものとする。

第3 主観点数の算定基準

主観点数は、工事成績、工事経歴、契約後VE提案、経営基盤強化への取組、企業の社会貢献度、信用度、法令違反等及び建設業法による監督処分等について、次の基準により算定するものとする。この場合において、工事成績及び工事経歴による点数は、格付けを行う業種ごとに付与し、その他の評価項目に係る点数は、格付けを行うすべての業種に付与するものとする。

（1）工事成績

平成31年1月1日から令和2年12月31日までの2年間に完成検査を行った県工事（農林水産部（振興局発注分を含む）、土木建築部、企業局及び教育庁の発注工事）に係る成績評定の点数について、2年間における平均値に基づき、次の点数を付与する。

なお、共同企業体による工事にあつては各構成員に当該工事に係る成績評定の点数を付与した上で平均値を算定する。

成績評定平均値	点数	成績評定平均値	点数
85点	+120	75点	+45
84点	+110	74点	+40
83点	+100	73点	+35
82点	+90	72点	+30
81点	+80	71点	+25
80点	+70	70点	+20
79点	+65	65点～69点	0
78点	+60	60点～64点	-30
77点	+55	59点以下	-60
76点	+50		

（2）工事経歴

審査結果における審査対象事業年度及び前年度の完成工事高のうち、発注者から直接請け負った公共工事（建設業法第27条の23第1項の建設工事で政令で定めるもの）の完成工事高について、審査対象事業年度及び前年度の平均値に基づき、次の点数を付与する。

①土木工事及び建築工事

完成工事高 (千円)	点 数	完成工事高 (千円)	点 数
500,000 以上	8 0	50,000 ～ 60,000 未満	2 8
400,000 ～ 500,000 未満	7 2	40,000 ～ 50,000 未満	2 4
200,000 ～ 400,000 未満	6 4	30,000 ～ 40,000 未満	2 0
150,000 ～ 200,000 未満	5 6	20,000 ～ 30,000 未満	1 6
100,000 ～ 150,000 未満	4 8	10,000 ～ 20,000 未満	1 2
90,000 ～ 100,000 未満	4 4	5,000 ～ 10,000 未満	8
80,000 ～ 90,000 未満	4 0	2,000 ～ 5,000 未満	4
70,000 ～ 80,000 未満	3 6	2,000 未満	0
60,000 ～ 70,000 未満	3 2		

②電気及び管工事

完成工事高 (千円)	点 数	完成工事高 (千円)	点 数
150,000 以上	6 4	25,000 ～ 30,000 未満	2 4
100,000 ～ 150,000 未満	5 6	20,000 ～ 25,000 未満	2 0
70,000 ～ 100,000 未満	4 8	15,000 ～ 20,000 未満	1 6
50,000 ～ 70,000 未満	4 4	10,000 ～ 15,000 未満	1 2
45,000 ～ 50,000 未満	4 0	5,000 ～ 10,000 未満	8
40,000 ～ 45,000 未満	3 6	1,000 ～ 5,000 未満	4
35,000 ～ 40,000 未満	3 2	1,000 未満	0
30,000 ～ 35,000 未満	2 8		

③舗装工事

完成工事高 (千円)	点 数	完成工事高 (千円)	点 数
200,000 以上	5 6	20,000 ～ 30,000 未満	2 4
100,000 ～ 200,000 未満	5 2	10,000 ～ 20,000 未満	2 0
90,000 ～ 100,000 未満	4 8	7,000 ～ 10,000 未満	1 6
80,000 ～ 90,000 未満	4 4	5,000 ～ 7,000 未満	1 2
70,000 ～ 80,000 未満	4 0	2,000 ～ 5,000 未満	8
50,000 ～ 70,000 未満	3 6	1,000 ～ 2,000 未満	4
40,000 ～ 50,000 未満	3 2	1,000 未満	0
30,000 ～ 40,000 未満	2 8		

(3) 契約後VE提案

平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に契約後VE提案を採択された県工事がある場合、1件の工事につき2.0点を付与する。

(4) 経営基盤強化への取組

①合併等への取組 (約3年間)

- 格付5業種 (土木、建築、電気、管、舗装) の資格を有する者のうち、同一業種の有資格者間で合併等を行い入札参加資格再認定の申請を行った場合、当該業種に対し次の点数を付

与したうえで、速やかに格付けを見直すものとする。

ただし、最下位等級の格付業種を有する者との合併の場合、当該業種には付与しない。

なお、営業譲渡及び吸収分割による入札参加資格の再認定については、営業を譲渡する者が譲受者に対し、建設業のすべてを譲渡するとともに、建設業を廃業する場合に限る。

合併時経審等における総合評定値（客観点数）の10%に相当する点数（整数未満切捨）

- ・ 令和3年4月1日現在において、入札参加資格の再認定の通知を受けてから3年を経過しない者には、次の点数を付与する。

第2の1の（1）に定める期間を審査基準日とする経営事項審査又は合併時経審等のうち、直近の経営事項審査に係る総合評定値（客観点数）の10%に相当する点数（整数未満切捨）

②新分野進出への取組状況

平成29年12月1日から令和2年11月30日までの間において、日本標準産業分類に定める「大分類E・建設業」以外の分野の産業に進出し、500万円以上の支出を行っている場合、又は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（平成11年法第18号）第9条第1項に基づき「経営革新計画」の承認を得ている場合10点を付与する。
ただし、資格審査基準日現在において、進出した新分野事業を継続して行っているときに限る。

（5）企業の社会貢献度

資格審査基準日の属する年度における企業の社会的役割の観点から、次に掲げる事項について基準を満たす場合は、次の区分により、それぞれ次の点数を付与する。

① 障がい者の雇用状況

- ・ 資格審査基準日の属する年度の6月1日現在において「障害者の雇用の促進に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という）第43条に係る雇用義務のある建設業者で、資格審査基準日現在において、雇用する身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者（以下「障がい者」という。）の数が、法定雇用障がい者数以上であるとき。

10点

- ・ 資格審査基準日の属する年度の6月1日現在において「障害者雇用促進法」第43条に係る雇用義務がない建設業者で、資格審査基準日現在において、障がい者（個人にあっては事業主又は支配人、法人にあっては役員であるものを除く）を雇用しているとき。

20点

② 若年労働者の雇用状況

平成29年12月1日から令和2年11月30日までの間に40歳未満の若年労働者を採用し、資格審査基準日現在において常勤雇用しているときは、その建設業従事者1人につき5点を付与する。ただし上限を20点とする。

なお、「40歳未満の若年労働者」とは、雇用保険加入者に限る者とし、資格審査基準日現在において、40歳未満である者をいう。

③ 従事職員数の状況

資格審査基準日現在において、当該建設業者に常勤している役員又は従事職員の状況に応じて、下記のとおり付与する。ただし、健康保険又は雇用保険の加入者に限る者であること。
なお、建設業以外の事業を兼業する事業者については、建設業に従事しない職員は従事職員数に含まない。

・ 1人～ 5人	0点
・ 6人～10人	5点
・ 11人～15人	10点
・ 16人～20人	15点

・ 21人～25人	20点
・ 26人～30人	25点
・ 31人以上	30点

③ 不当要求防止責任者講習の受講状況

平成29年4月1日から令和2年11月30日のまでの間に「不当要求防止責任者講習」を受講した建設業者に対し5点を付与する。

なお、受講者は当該建設業者に在籍中に受講し、かつ資格審査基準日現在において、建設業者に在籍していることを条件とする。

また、一建設業者に複数人の受講者が存在しても、最大5点とする。

⑤ 建設業労働災害防止協会への加入状況

資格審査基準日現在において、建設業労働災害防止協会（第1号会員）に加入している建設業者に限り5点付与する。

⑥ エコアクション21認証・取得状況

資格審査基準日現在において、エコアクション21認証・登録を受けている建設業者に対し5点を付与する。

⑦ 次世代育成支援環境の整備状況

資格審査基準日現在において、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）13条の規定により都道府県労働局長の認定を受けている建設業者に対し20点を付与する。

⑧ 保護観察対象者等の協力雇用主の登録状況

審査基準日現在において、大分保護観察所に保護観察者等の協力雇用主として登録を受けている建設業者に対して5点付与する。

(6) 信用度

資格審査基準日の属する年度及び前年度における指名停止措置の期間に応じ1月につき－10点（1月に満たない場合は－5点）を付与する。

(7) 法令違反等

第2の1の（1）に定める期間及びその前期間を審査基準日とする経営事項審査又は資格審査基準日の属する年度及び前年度の営業所調査等において、次の事項については是正指導を受けた場合は、それぞれ次の点数を付与する。

法令違反の是正指導

・ 建設業法違反（一括下請負、虚偽申請、技術者専任性）	－15点
・ 上記以外の建設業法違反	－10点
・ 他の法令違反	－10点

(8) 建設業法による監督処分

資格審査基準日の属する年度及び前年度において、建設業法により監督処分を受けた場合は、次の区分によりそれぞれ次の点数を付与する。

① 指示処分	－30点
② 営業停止処分	－45点
③ 一部業種に係る許可の取消処分	－60点

ただし、同一の事由により監督処分及び指名停止措置を受けた場合は、(6)又は(8)により算定した点数のうち、減点数の大きい点数を付与する。

(※ 処分等を受けた年度が異なる場合は、翌年度以降において点数の差を調整する。)

(9) 書面による警告に関する措置

資格審査基準日の属する年度及び前年度において、「大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年3月8日大分県告示第267号）」第10に規定をする「書面による警告」を受けた場合は、次の点数を付与する。

警告1件につき－5点

※令和2年4月1日以降の書面による警告を減点の対象とする。

◆令和4・5年度の格付基準ではなく、前年度（令和3年度）の格付基準であるため、参考として確認すること。

・審査対象期間は修正されていない。

※令和4・5年度の審査対象期間等は申請要領や記載要領において確認すること。

大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査申請要領

1 資格審査を申請できる者及び業種

次の（１）から（７）の要件を全て満たす者及び業種であることとし、資格審査は、原則として建設業法第２７条の２９の規定に基づく総合評定値の請求（以下、「総合評定値請求」という。）を行い、総合評定値の通知（以下、「総合評定値通知」という。）を受けた業種と同一の業種について行うこととする。

- （１）建設業法の規定により申請書提出日現在において、大分県内に本店を有している国土交通大臣又は大分県知事の許可を受けている者及びその業種
- （２）申請書提出日現在において、直近の１２月１日から１月３１日の間を受付期間とする大分県公共工事競争入札参加資格審査申請と同一の期間を審査基準日とする総合評定値通知を国土交通大臣又は大分県知事から受けている者及びその業種
- （３）大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和３９年大分県告示第４８１号）第８の１の（３）及び第８の２の（４）で定める暴力団関係者に該当しない者
- （４）社会保険等の適用事業所において、適用除外承認を受けている場合を除き、申請書提出日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者
- （５）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者
- （６）直近の１２月１日から１月３１日の間を受付期間とする大分県公共工事競争入札参加資格審査申請を行っていない者
- （７）申請書提出日現在において大分県公共工事競争入札参加資格を有していない者

2 審査基準日

大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査申請における審査基準日は次のとおりとする。

第１回 ３月１日

第２回 ５月１日

第３回 ８月１日

ただし、上記審査基準日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とする。

なお、平成２９年度の第１回審査基準日は、４月３日（月）とする。

3 資格審査の申請期間及び申請方法

申請期間は次のとおりとし、申請方法は書面持参とする。

第１回 申請期間 ３月１日から４月３０日

第２回 申請期間 ５月１日から７月３１日

第３回 申請期間 ８月１日から１０月３１日

ただし、上記の申請期間の初日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とし、申請期間の末日が閉庁日の場合は直前の開庁日までとする。

なお、平成２９年度の第１回申請期間は、４月３日（月）から４月２８日（金）までを受付期間とする。

※ 期間外の受付は一切行わない

4 認定時期

上記3に定める申請期間内の申請に対し、下記の期日に認定を行う。

第1回 6月1日（申請期間申請受理分 3月1日から4月30日）

第2回 9月1日（申請期間申請受理分 5月1日から7月31日）

第3回 12月1日（申請期間申請受理分 8月1日から10月31日）

ただし、上記認定期日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とする。

5 受付場所

申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所

6 資格等の有効期間

直近の12月1日から1月31日を受付期間とする入札参加資格認定の有効期間と同じとする。

7 申請書類の配布先

大分県庁ホームページ

8 提出書類・提出部数

（随時）競争入札参加資格審査申請書類一覧に掲げる書類について正本1部、副本2部を提出する。

9 その他注意事項

- (1) 一度申請した資格審査書類について、申請者の申立てによる変更は認めないので、内容を十分確認したうえで申請をすること。
- (2) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付又は認定を行わないことができるものとする。
 - ① 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実について記載をしなかったとき。
 - ② 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付種類に虚偽の記載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。
 - ③ 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (3) 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消し又は等級の格下げをすることができるものとする。
 - ① 建設業法第3条の規定による許可の効力を失ったとき。
 - ② 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
 - ③ 前2号の他、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。
- (4) 競争入札参加資格の決定に関する問い合わせには一切応じない。
- (5) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合は、次の書類が必要である。
 - ① 特例扱いを希望する旨の申出書
 - ② 役員名簿及び組合員名簿（組合員のうち審査対象とする組合員5名以内を選択し、明示すること。）
 - ③ 事業協同組合の建設業許可通知書の写
 - ④ 事業協同組合及び審査対象者（組合員のうち5名以内）の総合評定値通知書の写又は総合評

定値請求書受付票の写

⑤ 官公需適格組合証明書の写真

(6) 格付結果等の公表について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に係る適正化指針により、次の事項を公表する。

① 競争入札に参加する者に必要な資格

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和 39 年大分県告示第 481 号）

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例（平成 20 年大分県告示第 224 号）

② 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

ア 建設業者競争入札参加資格一覧表（県内業者）

イ 建設業者競争入札参加資格一覧表（県外業者）

ウ 建設コンサルタント競争入札参加資格一覧表

エ 大分県経常建設共同企業体入札参加資格一覧表

③ 指名競争入札に参加する者を指名する際の基準

ア 大分県が発注する工事請負契約に係る指名基準について（平成 5 年 12 月 17 日付監第 1491 号）

イ 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 60 年大分県告示第 267 号）

④ 競争参加者の等級区分の基準及び基準の公表

「建設工事入札参加資格の決定に関する格付基準」による。

なお、公表の方法は、土木建築企画課建設業指導班・大分県情報センター・各振興局地区情報コーナー・各土木事務所及び大分県ホームページ

(<http://www.pref.oita.jp/site/n-kennsetsugyou/n-usatsusankashikaku.html>) における閲覧とする。

また、土木建築企画課建設業指導班・各土木事務所においては貸出も可能とする。

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

平成 22 年 4 月 1 日大分県告示第 327-2 号

建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 19 条の 6 第 1 項及び第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づき、大分県知事に対してする経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求（以下「申請等」という。）の時期及び方法等を次のとおり定める。

第 1 申請等の時期

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（同法に規定する休日を除く。）を除き、申請等を行う日の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日（以下「審査基準日」という。）ごとに知事が別に定めた期間とする。

第 2 申請等の方法

- 1 申請等を行う者（以下「申請者」という。）は、原則として申請等を行う日の属する月の前月の末日（知事が別に定めた場合は当該別に定めた日）までに、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所（以下「管轄土木事務所」という。）に対し、申請等の予約を行うものとする。この場合において、知事は、審査を行う日時等を指定するものとする。
- 2 第 2 の 1 の予約を行った者は、知事が指定した日時に次に掲げる書類を管轄土木事務所に提出して申請し、審査を受けるものとする。
 - (1) 規則別記様式第 25 号の 14 による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書
 - (2) 規則別記様式第 25 号の 13 による経営状況分析結果通知書
 - (3) 規則別記様式第 2 号による工事経歴書。ただし、規則第 19 条の 8 第 2 項により提出を要しない者は、この限りではない。
 - (4) その他知事が別に定める書類
- 3 申請者は、第 2 の 2 の申請及び審査の際に知事が求める場合には、次に掲げる書類を提示するものとする。
 - (1) 審査対象事業年度の直前の事業年度の経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書の副本並びに規則第 19 条の 9 及び規則第 21 条の 4 に規定する経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書
 - (2) 建設業許可通知書
 - (3) 建設業許可申請書及び添付書類の副本
 - (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 11 条に規定する変更届出書の写し
 - (5) その他知事が別に定める書類
- 4 第 2 の 1 から 3 の規定にかかわらず、知事が認めた場合にはその方法によることができる。

第 3 申請等に係る手数料の納付方法

大分県使用料及び手数料条例（昭和 31 年条例第 27 号）に規定する額を大分県証紙により納付するものとする。

第 4 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

知事は、管轄土木事務所において、申請者に対し経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を交付する。なお、原則として当該通知書の有効期間中、当該通知書の写しを大分県土木建築部土木建築企画課内において閲覧に供することとする。

第 5 再審査の方法

- 1 経営規模等の評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から 30 日に以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、当該申立てについては手数料の納付を要しない。

- (1) 規則別記様式第 25 号の 14 による経営規模等評価再審査申立書
 - (2) 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 - (3) 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類
- 2 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であって、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けている者は、当該改正の日から 120 日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、当該申立てについては手数料の納付を要しない。
- (1) 規則別記様式第 25 号の 14 による経営規模等評価再審査申立書
 - (2) 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- 3 第 5 の 1 又は 2 の規定によるもののほか、経営規模等評価結果及び総合評定値の通知を受けた者は、原則として同一の審査基準日に係る申請等を行うことはできない。

第 6 その他

この告示に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。